平成２９年（フ）第１３１２号
千葉県市川市市川南１丁目７番17号
債務者　石川　辰夫
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１３１３号
千葉県市川市市川南１丁目７番17号
債務者　石川　信子
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１３８３号
千葉県市川市東大和田２丁目５番５号　（さつきハイツ101号）
債務者　梅田　昌司
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１３９０号
千葉県市原市君塚１丁目４番地２、申立時の住所千葉県市原市郡本３丁目20番地６
債務者　横山奈緒美
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１４０４号
千葉県八千代市村上1113番地１　１街区17棟302号
債務者　袴田美喜子
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１４２７号
千葉県市川市福栄３丁目20番12号（アロハトゥディ102号）
債務者　粕谷　麻衣
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第２３３号
（前住所）福井市下森田町第６号16番地２三坂ビル301号室
債務者　宮腰みゆき
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１９２号
長野県塩尻市大字広丘野村899番地６　サンパレスＲＥＩ　Ｂ101
債務者　塚原富美子
1　決定年月日時　平成29年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第２０７号
長野県安曇野市堀金烏川5112番地５
債務者　古川　隆章
1　決定年月日時　平成29年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第２０９号
長野県安曇野市豊科高家1559番地１号
債務者　竹内　　潤
1　決定年月日時　平成29年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第７７号
兵庫県たつの市神岡町大住寺318番地　市営大源寺第２住宅204号
債務者　近藤　　忍
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２９年（フ）第７１号
福岡県宮若市原田1185番地　ファンテージ21Ａ　201号、前住所福岡県直方市大字山部887番地85
債務者　緑　　謙司
1　決定年月日時　平成29年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２９年（フ）第３５４号
大分市大字羽屋25番地の１（サンライズ豊府701）
債務者　安部美由紀
1　決定年月日時　平成29年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第４３号
宮崎県日南市吾田東７丁目９番61号
債務者　井上喜世佳
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
宮崎地方裁判所日南支部

平成２９年（フ）第１３４号
宮崎県延岡市野田町5010番地22
債務者　芥　美奈子
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第１４９号
宮崎県延岡市北方町川水流卯1552番地６
債務者　甲斐　初代
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第６１６号
神奈川県厚木市下依知３丁目11番８号　プレジールＳＡＴＯＨ　Ｄ―203
債務者　中田　和美
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

第明治三十五種郵便物認可